

NPO 法人 K-IT シティ・コンソーシアム	三役会議	理事長
細則(案改)		2009.1.10

適用：定款第6章理事会を有効に運営する会議体について定款第54条により細則とする。

(目的)

第1条 定款第6章に定める理事会を有効に運営することを目的とする。

(構成)

第2条 三役会議は、理事長、専務理事、常務理事で構成し、必要に応じて事務局長の参画を求めることができるものとする。

(権能)

第3条 三役会議はつぎの事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項および議題
- (2) 緊急を要する事業計画の策定・受注選択および受注活動の戦略的決定。決定後、速やかに理事会に付議する。
- (3) 組織運営に関する基本事項の方針策定。策定後、理事会に付議する。
- (4) その他、理事会運営に関する事項

(開催)

第4条 三役会議は、次の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 専務理事、常務理事、及び事務局長が情報を入手したとき、理事長に開催を要請できる。
- (3) 理事からの情報提供により理事長が必要と認めたとき
- (4) 理事会開催が決定されたとき
- (5) 年間12回程度開催する。

(招集)

第5条 三役会議は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は第4条第2号により三役会議開催の要請があったときは速やかに召集しなければならない。
- 3. 三役会議を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事全員の同意があった場合は、この限りではない。

(議長)

第6条 三役会議の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当る。

(議決)

第7条 三役会議の議決は、第5条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 やむを得ない理由のために三役会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 三役会議の議事は、合議により決し、一致しないときは理事長の決するところによる。

(議事録)

第8条 三役会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者氏名 (書面表決者のある場合は、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

付則

1. この細則は、第8期第1回理事会で議決したので、理事長決済により、平成21年2月より施行するものとする。

3. 理事選任の件

現任理事の任期が平成21年3月31日にて満了するので、平成21年2月7日の理事会において、定款第14条の規定により、平成21年4月1日付けで、次のとおり選任し、任期は定款第16条の規定により2年（平成23年3月31日まで）とすることが議決されたことを報告する。

理事再任 今井昌彦

理事再任 伊藤敬子

理事再任 長縄勝彦

理事再任 山内幸雄

理事再任 清水孝子

理事再任 丹羽和男

尚、常務理事和田正尚は理事再任を辞退したことを報告する。

4. 役付理事互選の件

理事選任に伴い、平成21年2月7日の理事会において、定款第14条第2項に定める理事長、専務理事、常務理事を、平成21年4月1日付けで、つぎのとおり互選により議決されたことを報告する。

理事長 再任 今井昌彦 東海学院大学短期大学部教授

専務理事再任 伊藤敬子

常務理事新任 長縄勝彦

尚、役付理事の各職務は、定款第15条により次の通り定められている。

- (1) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。

5. 学術顧問の件

平成21年2月7日の理事会において、定款21条の定める学術顧問に、次の学識経験者を、平成21年4月1日付けで、理事長より依頼することが議決されたことを報告する。

顧問 高野盛光 教授

尚、定款第21条3項の定めにより、顧問は、この法人の重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

6. 定款の改定計画の件

平成21年2月7日の理事会において、定款の見直しに今期（第8期）着手することを議決したことを報告する。